

【資料編】

資料編

1. 福祉用具貸与の定義

福祉用具貸与事業の基本方針は、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るもの」となっている。

(注) 指導検査基準（指定福祉用具貸与事業）：平成 19 年版による。

(1) 福祉用具（介護保険法第 8 条第 1 2 項）

この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第十二項及び第十三項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

対象品目

- | | |
|----------|-------------------|
| ・車いす | ・手すり |
| ・車いす付属品 | ・スロープ |
| ・特殊寝台 | ・歩行器 |
| ・特殊寝台付属品 | ・歩行補助杖 |
| ・床ずれ防止用具 | ・認知症徘徊感知 |
| ・体位変換器 | ・移動リフト（つり具の部分を除く） |

(2) 特定福祉用具（介護保険法第 8 条第 1 3 項）

この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

対象品目

- ・腰掛便座
- ・特殊尿器
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分

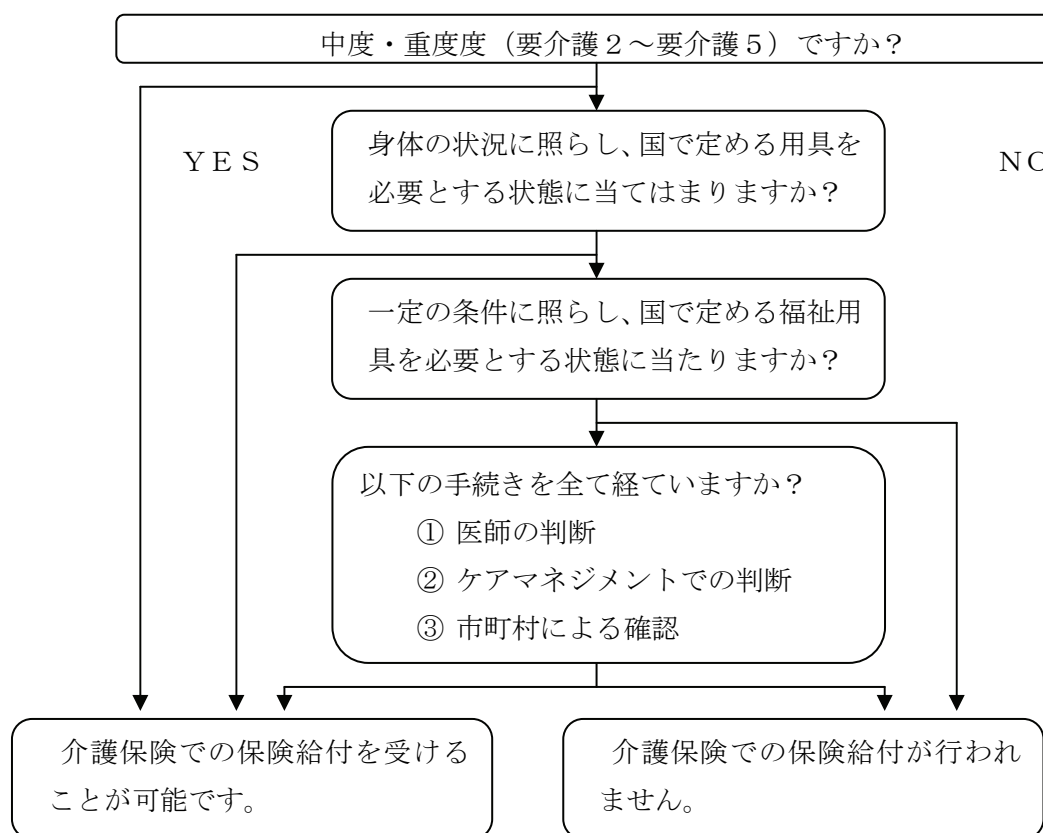
特定福祉用具の考え方

- ・他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの。(入浴・排せつ関連用具)
- ・使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの。(つり上げ式リフトの吊り具)

2. 福祉用具の選定の判断基準

福祉用具については、介護保険の施行後、要介護者の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しているが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例が見受けられ、そこで、介護保険における福祉用具が要介護者に適正に利用されるよう、ケアマネジャーが居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」(以下「判断基準」という)が平成16年度に作成された。さらに平成18年度には、真に必要とする者に対し、福祉用具の提供を行うことを徹底した制度見直しが実施され、平成19年度には、軽度者であることをもって一律的にサービス制限を行うのではなく真に必要とする者に対して適切な福祉用具貸与サービスが提供されるよう見直しが実施されている。

図表 17 福祉用具貸与サービスのフロー



※上記の流れが対象となるのが、車いす、特使寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトになります。手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえは、介護度による保険給付の制限はありません。

平成18年度4月の判断基準の見直しにより、福祉用具貸与の費用額及び受給者数は、平成18年4月152.9億円、101.2万人が、平成19年4月128.5億円、86万人まで減少した。

3. 介護報酬単価

(1) 市場価格制の導入経緯

a. 介護保険における福祉用具貸与の介護報酬は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付の公定価格を定めず、自由価格により保険給付する仕組みとしている。

b. 平成10年の医療保険福祉審議介護給付費部会における論点

- ・報酬設定の方法として、用具の種類ごとに公定価格を定める方法、公定価格を設定せず実際の賃貸の額とする方法などが考えられる。
- ・個別に価格設定すると、機能などに着目した細かな分類を設定し、市場の実勢価格を把握し多くの単価を設定しなければならず、複雑な仕組みとなること、多様な種類の用具について機能別にまとめて公定価格を設定すれば、個別の機能の評価が不十分になること、また、公定価格を設定すれば、かえって、価格が硬直化する恐れがあることなどを考えると、実際の賃貸価格で償還する方式を基本とすることが適当と考えられる。この場合、賃貸価格の情報開示が十分行われることなどにより、利用者の自由な選択による適正な価格形成が行われるような仕組みとすることが必要である。
- ・報酬の設定に当たっては、納品・回収費用や設置費用、保管・消毒費用など通常要する経費を評価することが必要である。

(2) 福祉用具貸与市場における価格差事例

福祉用具貸与市場の現状につき、「介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究事業」（平成19年3月 財団法人テクノエイド協会）より、特殊寝台と車いすの具体的価格差事例を示す。

特殊寝台については、福祉用具の種類ごとの給付額シェア第3位までの商品で38.4%を占めている。特殊寝台、電動ギャッチベッドの価格の分布の分析によるとそれぞれの最頻値は1050、950である。しかし700未満の分布を示すとともにごく僅かではあるが、1600以上というはずれ値を示す分布となっている。

車いすについては、福祉用具の種類ごとの給付額シェア第3位までの商品で30.1%を占めている。介助用車いす、後輪駆動式車いす、電動三輪車・電動四輪車について、同一商品の価格の分析を行うと、最頻値はそれぞれ650,650,2100である。しかし最頻値650に対し900以上、最頻値2100に対して2600以上というはずれ値を示す分布となっている。

（厚生労働省「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会資料の抜粋」をもとに、ここでは事業所の規模や製品の経済的価値等の低下を要因とはしがたい大きな貸与価格差を「はずれ値」とする。）

この事業は厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業の一環として行われたものです。

福祉用具貸与価格の情報提供システムに関する調査研究事業 報告書
- 市場機能の適正化に向けた情報提供システムの在り方 -

平成 20 年 3 月発行

内容照会先 社団法人 シルバーサービス振興会
〒102-0083
東京都千代田区麴町 3 丁目 1 番地
TEL 03-5276-1602